



高砂青松 Rotary Club

The Rotary Club of Takasago Seisho, Japan



Neighbor-club information 近隣クラブINFORMATION

| クラブ名 | 変更内容 | 日時・場所 |
|---------------|----------------|---|
| 高砂ロータリークラブ | 東播第2グループI.M.の為 | 2/25(金) ⇒ 2/26(土) PM1:00～ 於：ウエディングパレス鹿島殿 |
| 明石北ロータリークラブ | R.I. 100周年記念例会 | 2/22(火) ⇒ 2/24(木) PM6:00～ 於：ホテルキャッスルプラザ |
| 〃 | 休会 | 3/29(火) |
| 加古川中央ロータリークラブ | 100周年記念例会 | 2/17(木) ⇒ PM6:00～ 於：田村 |
| 〃 | 東播第2グループI.M.の為 | 2/24(木) ⇒ 2/26(土) PM1:00～ 於：ウエディングパレス鹿島殿 |
| 加古川平成ロータリークラブ | 東播第2グループI.M.の為 | 2/23(水) ⇒ 2/26(土) PM1:00～ 於：ウエディングパレス鹿島殿 |
| 姫路ロータリーグループ | 創立55周年記念例会 | 2/22(火) PM6:30～ 於：姫路商工会議所7F 701ホール |
| 明石ロータリーグループ | R.I.100周年記念例会 | 2/23(水) PM6:00～ 於：ホテルキャッスルプラザ |
| 明石南ロータリーグループ | R.I.100周年記念例会 | 2/25(金) PM5:30～ 於：グリーンヒルホテル |
| 明石西ロータリーグループ | R.I.100周年記念例会 | 2/17(木) 於：ゲストハウス アシャック |

平成17年度税制改正案のあらまし 税務調査について

辻田重恵 会員

【平成17年度税制改正の方針】

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見通しを展望しつつ定率減税を縮減するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について適切な措置を講じ、あわせて所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直し等を実施することとし、次のとおり税制改正を行うものとする。



平成17年度税制改正案のポイント

1. 個人所得課税

- 定率減税（所得税・個人住民税）を2分の1に縮減する。
 （所得税） ・控除率 20% → 10%
 ・控除限度額 25万円 → 12万5千円
 （個人住民税） ・控除率 15% → 7.5%
 ・控除限度額 4万円 → 2万円

[適用関係] 平成18年分以後の所得税，平成18年6月徴収分以後の個人住民税に適用。

- 年齢65歳以上の者に対する非課税措置を，所定の経過措置を付した上で，廃止する。

[適用関係] 平成18年度分以後の個人住民税に適用。

- 退職者に係る給与支払報告書の市町村長への提出の義務付け

[適用関係] 平成18年1月1日以後に退職した者に適用。

会長 小西文孝 幹事 都倉達殊 クラブ会報委員長 庄司 武
 例会日時 毎週水曜日 12:30 例会場 高砂商工会議所会議室(2F)
 事務局 高砂商工会議所内 〒676-0064 高砂市高砂町北本町1104 電話 (0794) 43-0500(代)

2. 住宅税制

- 次の特例措置の適用上、地震に対する安全基準に適合する中古住宅については、築後経過年数に関する要件（非耐火住宅：築20年以内，耐火住宅：築25年以内）にかかわらず、特例適用対象に加える。
 - ・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン減税）
 [適用関係] 平成17年4月1日以後に中古住宅を取得し、自己の居住の用に供する場合に適用。
 - ・ 特定の居住用財産の買換え（交換）の場合の長期譲渡所得の特例
 [適用関係] 平成17年1月1日以後に譲渡資産を譲渡し、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合に適用。
 - ・ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例
 [適用関係] 平成17年4月1日以後に取得する中古住宅に係る贈与税に適用。

3. 金融・証券税制

- 自己が保管している上場株式等（いわゆるタンス株）については、平成17年4月1日以降も、実際の取得価額での特定口座への受入れを可能とする。（みなし取得価額での受入れは平成16年末をもって終了）
- 特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算終了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす措置を講ずる。

4. 国際課税

- 外国子会社合算税制について、国際的な企業活動の実態に対応した合理化を行う。
- 非居住者・外国法人に対して、国内不動産との権衡を図る観点から不動産化体株式の譲渡益課税を導入するとともに、国内源泉所得として現在課税されている事業譲渡類似株式の譲渡益について組合を通じて譲渡益を得る場合の課税の要件を整備する。

5. 中小企業関係税制

- 中小企業新事業活動促進法（仮称）の制定に伴い、中小企業における経営革新・創業促進の支援のための税制上の措置を講ずる。
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡益を2分の1に軽減する特例（いわゆるエンジェル税制）の適用期限を2年延長する。

6. その他

- [特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）等への支援]
- 認定NPO法人の認定要件の緩和等を行う。
- 所得税の寄付金控除の限度額を引き上げる（総所得金額の25%→30%）。
 [企業再生関係税制]
- 民事再生法等の法的整理及び一定の私的整理が行われる場合に、債務者である法人について、資産の評価損益を計上する措置と期限切れ欠損金を優先控除する措置を一体的に講ずる。
 [教育訓練費についての税額控除]
- 教育訓練費の増加額の25%を法人税額から控除する制度を創設する。

(注) 中小企業については、各年度の教育訓練費の総額に対し、次の控除率による税額控除を認める優遇措置を講ずる。

- ・ 教育訓練費増加率が40%以上 20%
- ・ 教育訓練費増加率が40%未満 教育訓練費増加率×0.5%

※法人住民税においても、中小企業に対する人材投資（教育訓練）促進税制を創設する。

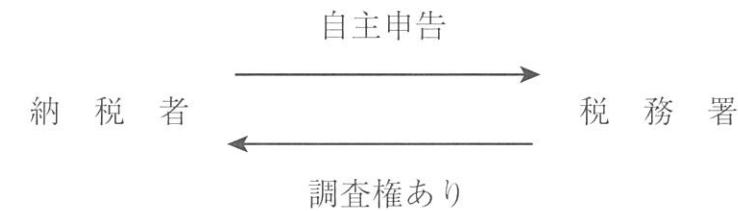
[社会保険料控除]

- 確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料の納付証明書の添付等を義務付ける。

以上

税 務 調 査

一、税調査の受任義務

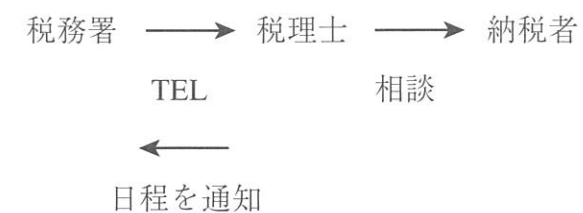


二、税務調査の種類

1. 任意調査・・・ 所法第234条 質問検査権
 法法第153条 質問検査権
 税務職員は必要があるときは質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査することができる
2. 強制調査・・・ 国税犯則取締法

三、調査の事前通知

1. 法律上定めがない
 - ① 税務運営要項・・・事前通知の励行に努め…
 - ② 判例は個々で両方あり
2. いきなり調査にきた場合
断るべき
3. 事前通知の一般的方法



四、調査の理由開示

1. 理由開示を求めることはできる
 cf. 質問検査権 —— 必要があるときは
2. 法人数は全国で270万社超
 1人年間25件位 → 16～17年に一度
 にもかかわらず定期的調査というのみで具体的には答えない

五、帳簿類の押収

1. 同意なしに持ち帰る事は出来ない
2. 同意をすれば「預り証」を提出させる

六、金庫・引き出し等の調査対象物

1. 「質問検査権」であって「捜査・押収」ではないので勝手に出来ない
2. 日本人の心に訴える

七、反面調査

1. 客観的にみて止むを得ない場合に行うこととし・・・税務運営要項
2. 行う場合は事前連絡をもらう

八、調査期間

一般的な場合・・・実調は2～3日

九、調査終了

1. 申告が適正・・・申告是認通知証
2. 指導事項のみ・・・申告是認通知証は出ないがOK
3. 増差額があった場合

| | | | | |
|----------|---|---------|---|---------|
| (1) 修正申告 | → | 異議なし | → | 終了 |
| (2) 更正決定 | → | 異議あり | → | 異議の申し立て |
| | | | | ↓ |
| 再調査 | ← | 国税不服審判所 | ← | 裁判 |

十、最後に

租税法律主義を理解する

President 会長の時間

先週、土曜日、GSEチームの歓迎会に大森千里会員様、都倉幹事さんの3人で行って来ました。

2月26日、東播第2分区I.M.の参加に始まり3月4日まで受け入れを致します。先週もご案内しましたとおり3月3日スプリング8の見学ほかを受け持っています。

ご協力のほどよろしく御願いたします。

本日は辻田会員の卓話です。よろしく御願いたします。

Secretary 幹事報告

第26回 通算1219回

1. 理事会報告
 週報の理事・役員会議事録に目を通して
 おいて下さい。
2. ガバナー事務所より
 - ① 全日本RYLAワークショップ参加募集について
 日程：3月11日（金）～13日（日）
 場所：神戸ポートピアホテル
 ※締切日：2月10日（木）
 - ② 「新世代サミット」ご参加のお願い
 日時：5月7日（土）～8日（日）
 11：30～13：00登録受付
 場所：神戸ポートピアホテル
 - ③ ガバナー会青少年育成委員会（JYDC）調査について
 各クラブで青少年の問題についての活動に際して、ロータリアンの方が小中学校、高校を含め講師の派遣及び事業所の受入れリストを作成し、3月21日（月）までにガバナー事務所へ返信のお願い。
 - ④ 2006～2007年度 ロータリー財団国際親善奨学生募集の案内が届いています。
3. ロータリーの友委員会より
 全日本ロータリークラブ会員名簿申込みが届いています。
4. 新年例会で出演して頂きました「ヒトミスタジオ」の河野仁美さんからお礼状が届いています。
 以上回覧致します。
5. 2月5日（土）にGSEの受入れがあり本日引出しに団員の方々の資料を入れてあります。



委員会報告

2006-2007年度
ロータリー財団国際親善奨学生募集の案内

ロータリー財団委員会

標記の件 次のとおり募集要領が届いております。詳細については、当委員会又は事務局まで申し出てください。

奨学金の種類と募集人数

1. 1年度国際親善奨学金（通常9ヶ月） 上限26,000ドル
海外の大学に1学年度留学できる。
2. マルチイヤー国際親善奨学金（2年間） 1年につき13,000ドル
学位取得を目的とする奨学金
3. 文化研修国際親善奨学金（6ヶ月） 上限19,000ドル
海外の語学学校（1校）に6ヶ月留学し、他国の文化に触れながら集中的に語学研修を行うことを目的とする。
4. 出発時期 2007年9月以降
上記いずれも超過分は自己負担とし、募集人数は若干名

応募資格

当委員会又は事務局にお問い合わせください。

応募の流れ

1. 募集説明会
2005年2月27日（日）13時から15時
神戸ポートピアホテル 菊水の間
応募希望者は、当日説明会に出向いてください。
2. 各R.C.への応募申請書提出締切日
2005年4月30日（土）
3. R.C.から地区への応募申請書提出締切日
2005年5月31日
4. 第1次選考（書類審査）
2005年7月10日（日）
5. 第2次選考（面接）
2005年8月7日（日）



Donation ニコニコ報告

京谷 慎平

私は、腕が良いのだろうか。運が強いのだろうか…。自分では言えません。

2月6日（日）加古川G.C 月例においてNo.4ホールで4度目の奇跡が起きました。

藤本 顕

誕生日祝をいただき有難うございます。小台に乗ります。

辻田 重恵

本日は卓話をさせていただきます。

鹿間 行雄

早退します。

例会記録 2005. 2. 9 (水) 通算1289回

ソング 「奉仕の理想」「歓迎歌」

来訪ロータリー アン報告 籠谷 啓一様（高砂R.C.）
伊地知 正治様（高砂R.C.）

出席報告 1月26日 会員数 52名 欠席者 3名 出席率 94.23% <修正による>
2月9日 会員数 52名 欠席者 15名 出席率 71.15%

プログラム予定

| 2月9日（水） | 2月16日（水） | 2月26日（土） | 3月2日（水） |
|---------------|--------------------------|----------------------------------|---------------|
| 卓話 辻田重恵 会員 | ロータリー 創立100周年 記念例会 | 東播第2グループ I.M. ウェディングパレス鹿島殿 | 社会奉仕委員会 担当 |